

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

① 排出事業者や産業廃棄物処理事業者等への立入・指導による適正処理の推進

(1) 事業目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく監視指導を通じて産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、不法投棄の防止を徹底します。

(2) 取組状況

産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業許可業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等を継続的に行い、産業廃棄物の適正処理を指導しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6790